

平成30年度発達障害早期支援事業実施要項

2018.12

宮城県教育庁特別支援教育課

1 目的

「学ぶ土台づくり」推進計画に基づき、発達障害のある幼児児童を早期に発見し、幼児児童に必要な合理的配慮が適切にできるように、幼稚園、保育所等における相談活動の充実を図る。また、必要に応じて関係機関が連携し、適切な指導・支援を継続的に行うことができるシステムを明らかにしていく。

【対象モデル地域】

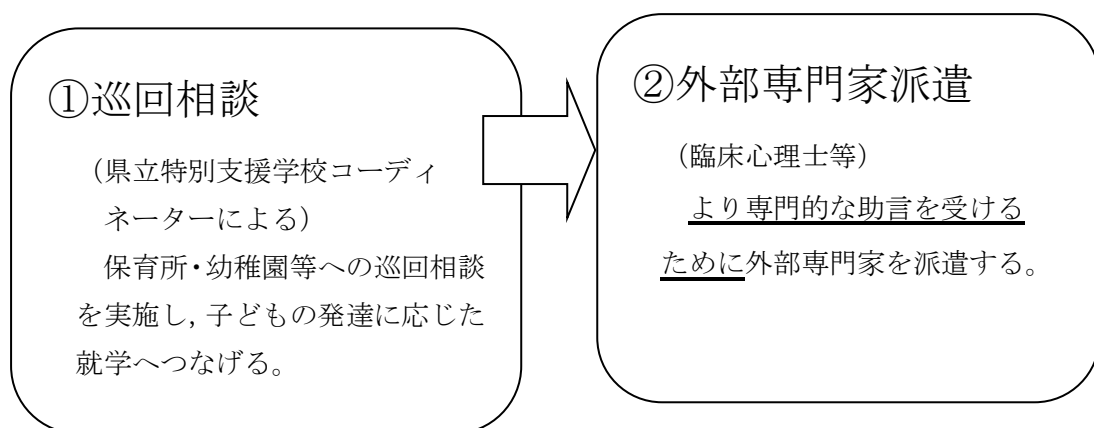
今年度は、仙台市を除く全市町村を対象に実施する。さらに、より専門的な助言を受けるための外部専門家派遣については、希望があれば日時を設定し実施する。

2 事業概要

下記の二つの内容で進めていく。

①巡回相談

②より専門的な助言を受けるための外部専門家派遣



※地域の特別支援学校の支援部や地域支援コーディネーターが相談を担当する。

※申し込みは幼稚園及び保育所、認定こども園等から市町村教育委員会または県立特別支援学校にする。

(申請用紙は県立特別支援学校や各市町村教育委員会から受け取る。)

3 巡回相談について

(1) 巡回相談の対象

保育所や幼稚園等で対応した結果、保護者との合意形成も含め困難さがある場合に保育所や幼稚園等が「地域の特別支援学校」の「地域支援コーディネーター」に巡回相談を要請することができる。

(2) 巡回相談申請について

①保育所及び幼稚園の申請手続き

・「派遣申し込み書（様式1）」を市町村教育委員会または地域の特別支援学校へ提出する。

＊市町村教育委員会へ直接申し込みがあった場合、地域の特別支援学校へ電話連絡してからの提出が望ましい。

＊申し込み書は各特別支援学校及び各市町村教育委員会から受け取ることができる。

※地域の特別支援学校へ直接巡回相談の申し込みがあった場合には特別支援学校から各市町村教育委員会へ申込みがあった旨を連絡し、その後の情報共有を図る。

(3) 地域の特別支援学校コーディネーターの対応について

①相談日の調整

②記録

・申し込み書と相談記録を保管（後日、県に提出）

③旅費

・県で負担する。（1 ケースにつき 2 回までの旅費は県で負担。その後さらに訪問等が必要な場合は県に直接相談する。

4 困難なケースへの外部専門家派遣について

(1) 外部専門家派遣の対象

「保育所・幼稚園等への巡回相談」を受け、さらに外部専門家からの助言を活用したい場合、派遣を要請できる。

(2) 申し込みについて

①保育所・幼稚園の申込先

各市町村教育委員会（市町村教育委員会から県教育庁特別支援教育課に申し込む。）

※申し込みがあった場合は、県へ電話連絡願います。

②申し込み方法

派遣申し込み書（様式 2－1）に状況報告書（様式 2－2）を添えて申し込む。

③旅費及び報償費

外部専門家の旅費及び報償費は県で負担。

④相談対応

・相談対応時間は 2 時間。

・相談日は外部専門家と保育所及び幼稚園等の都合を調整して設定。

・相談のケース会に参加する者はあらかじめ状況報告書により、状況把握しておく。

※可能な場合は、地域の特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや市町村教育委員会等、就学に関係する者へケース会への参加することが望ましい。

⑤報告書

・相談から 2 か月後に状況報告書（A 4 一枚程度。様式自由）の提出
（相談後の解決状況を把握するため）